

学校における 主権者教育を推進するための指針

平成29年3月
徳島県教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 章 主権者教育の現状と課題・・・・・・・・	2
1 文部科学省のこれまでの主な対応	
2 本県におけるこれまでの取組	
3 本県における主権者教育の現状と課題	
第 2 章 主権者教育の指導指針・・・・・・・・	10
1 主権者教育の推進	
〔コラム 1〕 中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）に示されている主権者として求められる資質・能力について、教えてください。	
2 主権者教育の効果的な進め方	
〔コラム 2〕 アクティブ・ラーニングについて、教えてください。	
〔コラム 3〕 多数決を行う場合、留意することにはどのようなことがありますか。	
〔コラム 4〕 県議会の様子を生徒に見せたいのですが、どうすればよいでしょうか。	
3 主権者教育の指導上の留意点	
〔コラム 5〕 選挙直前の指導として、どのようなことをすればよいでしょうか。	
4 生徒による政治的活動の取扱い	
〔コラム 6〕 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について、配慮することを教えてください。	
〔コラム 7〕 寄附行為の禁止とは、どのようなものですか。	
第 3 章 主権者教育の実践・・・・・・・・	26
1 主権者教育指導計画の作成	
〔コラム 8〕 中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）において示された高校公民科の「公共」について教えてください。	
2 教科等間・学校段階（小・中・高）間を踏まえた主権者教育	
3 高等学校等における実践	
〔コラム 9〕 模擬選挙を行いたいのですが、どのように行ったらよいでしょうか。	
〔コラム 10〕 小・中学校では、どのような実践が行われていますか。	
〔コラム 11〕 より主体的に社会参画させるためには、どのような工夫ができますか。	
学校における指導に関する Q & A・・・・・・・・	48
参考資料等・・・・・・・・	52
学校における主権者教育に関する推進協議会 委員一覧・・	64
引用・参考文献・・・・・・・・	65

はじめに

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。この規定を踏まえ、これまでも生徒の政治的教養を育む教育（以下、「主権者教育」という。）を行ってきましたが、平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校においては主権者教育を一層推進することが求められています。

本県では、平成27年12月に、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』の育成」を基本方針とした「徳島教育大綱」を策定し、時代の潮流を見据えた学びの推進として、将来を担う若者への主権者教育の充実を掲げております。

また、国においては、平成28年12月に、中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が出され、主権者として求められる資質・能力が示されるとともに、高等学校公民科においては新科目「公共」の設置が提言されました。

このように主権者教育の重要性が高まる中、徳島県教育委員会では、学校における主権者教育を推進するため、学校関係者・有識者等による「学校における主権者教育に関する推進協議会」を設置し、協議を重ね「学校における主権者教育を推進するための指針」を策定しました。

学校における主権者教育は、小学校から発達段階に応じて系統的、計画的に推進する必要がありますが、今回の指針は、有権者あるいは近く有権者となる高校生に主眼を置き、義務教育段階での指導との関連を踏まえながら、高等学校での指導を中心に取りまとめています。

本指針では、本県の主権者教育の課題を「主権者教育を学校全体の取組とする」と「主権者教育においては、体験的・実践的な学びを重視する」の2点に集約し、主権者教育で身に付けさせたい力を示し、効果的な進め方や指導上の留意点、生徒による政治的活動の取扱いについて解説しています。また、主権者教育を推進する上で必要な指導計画の作成上の留意点と指導計画例を示すとともに、実践事例を紹介しています。

各学校においては、本指針を十分に活用し、校長を中心に、主権者教育についての共通理解を学校全体で図りながら、家庭・関係機関等と連携することで主権者教育のより一層の推進をお願いいたします。

最後になりましたが、本指針の策定に当たって御尽力を頂きました「学校における主権者教育に関する推進協議会」の委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

徳島県教育委員会

第1章 主権者教育の現状と課題

1 文部科学省のこれまでの主な対応

文部科学省は、平成27年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げ等に対応し、主権者教育に関する高校生向けの副教材等を作成・配布するとともに、新たな通知等を出しました。

① 副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」

○文部科学省は、総務省とともに「私たちが拓く日本の未来」（以下、「副教材」という。）を作成し、国公立全ての高等学校、中等教育学校及び特別支援学校高等部の生徒に配布するとともに、「私たちが拓く日本の未来 活用のための指導資料」（以下、「指導資料」という。）を作成し、全ての高等学校等に配布しました。

○副教材は、政治の仕組みや意義、選挙の実際についての解説、話し合いや討論の手法や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等の実践的な学習活動の紹介、投票と選挙運動等についてのQ & Aなどで構成されています。

② 通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」

○文部科学省は、平成27年10月に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（以下、「通知」という。）を出し、主権者教育に関する指導上の留意事項、高等学校等の生徒による政治的活動等について示しました。

○この通知を出したことに伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を廃止しました。

③ 「主権者教育の推進に関する検討チーム」におけるまとめ

○文部科学省は、平成27年11月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者教育に係る方策について検討を進め、平成28年3月に中間まとめを公表し、6月に最終まとめを公表しました。

○検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとし、主権者教育の基本的な考え方や推進方針を示しました。

2 本県におけるこれまでの取組

徳島県教育委員会では、文部科学省の対応に連動し、次のような取組を行ってきました。

1 主権者教育に関する教員研修会

- 主権者教育への理解を深めることを目的として、平成27年12月8日には小・中学校の管理職、高等学校・特別支援学校の管理職及び主権者教育担当教員を対象に、また、平成28年2月8日には小・中学校の主権者教育担当教員を対象に、教員研修会を実施しました。大学教員による主権者教育の指導の在り方に関する講義、徳島県選挙管理委員会職員による選挙制度の解説、指導主事による通知や副教材の活用に関する講習を行いました。
- さらには、高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）の主権者教育担当教員を対象に主権者教育における指導力向上を目的とした研修会を、平成28年5月23日、11月30日に実施しました。大学教員や副教材作成協力者による講演と、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れたワークショップ等を行いました。

2 選挙スクール・出前講座

- 選挙スクールは、小・中学校においては、これまでも市町村選挙管理委員会と連携し実施してきました。高等学校においては、平成27年度に、徳島県選挙管理委員会、徳島県明るい選挙推進協議会連合会、市町村選挙管理委員会と連携し、公立高等学校5校で選挙スクールを実施し、選挙制度についての講義、模擬投票等を行いました。
- また、主権者意識を高める教育の充実のための出前講座（以下、「出前講座」という。）は、平成28年1月から3月の間に、徳島県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、大学と連携し、全ての公立の高等学校で実施しました。出前講座では、選挙制度や社会参画の意義についての講義、模擬投票等を行いました。

3 リーフレット「一票でかわる未来!!」

- 生徒が選挙について理解を深め、学校や家庭で活用できるように「一票でかわる未来!!」（以下、「リーフレット」という。）を作成し、平成28年3月に全ての高等学校等の生徒に配布しました。
- リーフレットには、投票の仕組み、選挙運動、選挙に関するQ&A等について掲載しています。

4 選挙啓発動画優秀作品集

- 徳島県選挙管理委員会、徳島県明るい選挙推進協議会連合会と連携し、県内在住の高校生以上を対象に、「18歳選挙権」をテーマにした選挙啓発のための作品を募集しました。応募のあった作品の中から優秀作品を選び、選挙啓発動画優秀作品集（DVD）を作成し、平成28年4月に全ての小学校、中学校、高等学校及

び特別支援学校に配布しました。

○作品集には、30秒程度の2作品（「1票でかわる未来」、「かけだせ18歳！」）と、3分程度の作品（「選挙に参加できるって・・・？」）を収めています。

5 主権者教育に関する調査

○主権者教育の現状と課題を把握するために、第24回参議院議員通常選挙後の平成28年7月から8月にかけて公立の高等学校等53校（分校、定時制課程等もそれぞれ1校と数える。）を対象に調査を実施しました。

○調査は、学校としての意見を収集した「学校用調査」と生徒の意見を収集した「生徒用調査」からなり、「生徒用調査」は、上記の53校に在籍する第3学年以上の生徒を対象として実施しました。

3 本県における主権者教育の現状と課題

主権者教育に関する調査の結果から、高等学校等における主権者教育の現状と課題として、次のようなことがみえてきました。

※主権者教育に関する調査結果については、60ページから63ページに掲載しています。

1 学校用調査からみえてきたこと

<指導内容>

○現状

主権者教育のうち主に選挙に関連する内容（「政治の仕組み」、「選挙の仕組み」、「国の政策」、「国や地域の課題」、「公職選挙法等の法律」、「民主主義の意義」、「選挙や投票の意義」、「政治活動や選挙運動」など）に関して、どのような時間（「公民科の授業」、「公民科以外の授業」、「ホームルーム活動」、「学年集会・全校集会」、「総合的な学習の時間」）で指導したかについて質問した。その結果、指導の時間として最も多かったのは、「政治活動や選挙運動」を除くと、全ての学年（年次）で「公民科の授業」であった。なお、「政治活動や選挙運動」の指導に関しては、第1・2学年（年次）では「学年集会・全校集会」が最も多く、第3学年（年次）以上では「公民科の授業」と「学年集会・全校集会」が同数で最も多かった。

○課題

少子高齢化や過疎化、地方創生など国や地域の課題、民主主義の意義等につながる内容は公民科以外の授業等でも扱っており、これらを主権者教育の枠組みの中で捉え直す必要がある。

<副教材の活用状況>

○現状

副教材の活用状況について、解説編（「有権者になるということ」、「選挙の実際」、「政治の仕組み」、「年代別投票率と政策」、「憲法改正国民投票」）、実践編（「学習活動を通じて考えたいこと」、「話し合い、討論の手法」、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」）、参考編（「投票と選挙運動等についてのQ & A」、「学校における政治的中立の確保」、「調べてみよう」）に分けて質問した。その結果、解説編や参考編に比べて、実践編はあまり活用されていなかった。

○課題

学校での主権者教育では、政治の仕組みや国の政策等に関する知識・理解に重点が置かれていることがみえてきた。

生徒の政治的教養を育むには、現実の具体的な政治的事象を扱うこと、また議論等を通じ、主体的に思考を深めることが重要である。実践編には、生徒に身に付けさせたい資質・能力や、話し合いや討論の手法が記載されており、言語活動を充実を図る上でも、実践編を積極的に活用する必要がある。

<出前講座>

○現状

主権者教育を行う上で、出前講座は有効だった（「大変有効だった」と「有効だった」の合計）と回答した学校は100%であった。

○課題

今後とも、学校外部の関係機関、関係者と連携して出前講座を継続することが望まれる。実施に当たっては出前講座を指導計画に位置付けて、他の教育活動との関連を踏まえるとともに、学習活動の目標、指導の流れ等について事前に打合せを行うなど、共通理解を図りながら実施する必要がある。

<主権者教育に関する学校の自己評価>

○現状

主権者教育について、学校の指導は十分であった（「十分であった」と「概ね十分であった」の合計）と回答した学校は73.6%、十分でなかった（「あまり十分でなかった」と「十分でなかった」の合計）と回答した学校は26.4%であった。十分でなかった理由としては、「制度の解説に多くの時間を割かれた」、「政治に参加することの大切さを具体的に説明することが十分でなかった」、「公民科の授業がない学年では、主権者教育を行う機会が少な

った」などがあげられた。

○課題

主権者教育の実施に当たっては、学校として指導のねらいを明確にし、入学から卒業までを見通した指導計画に基いて、学校の教育活動全体を通じて系統的、計画的に指導する必要がある。

2 生徒用調査からみえてきたこと

<政治や選挙に関する興味・関心>

○現状

学校の教育活動によって、国や地方の政治に対する関心は高まった（「高まった」と「少し高まった」の合計）と回答した生徒は65.0%，高まらなかった（「あまり高まらなかった」と「高まらなかった」の合計）と回答した生徒は35.0%であった。

また、平成27年6月以降、政治や選挙について家族や友人と話をする機会が増えた（「増えた」と「少し増えた」の合計）と回答した生徒は61.4%，増えなかった（「あまり増えなかった」と「増えなかった」の合計）と回答した生徒は38.6%であった。

○課題

これらの問いで、政治や選挙への関心が高まったと回答した生徒は6割を上回ったが、平成27年6月の公職選挙法改正以降実施してきた主権者教育の成果が十分上がったと言い難い。今後とも、学校外部の関係機関、関係者との連携を図り、身の回りの社会問題等を積極的に取り上げるなど、政治がより身近なものと感じられるような取組を一層行う必要がある。

<副教材・リーフレットの活用>

○現状

副教材やリーフレットの活用については、活用した（「活用した」と「少し活用した」の合計）と回答した生徒は、副教材が27.6%，リーフレットが25.8%であり、活用しなかった（「あまり活用しなかった」と「活用しなかった」の合計）と回答した生徒は、副教材が72.4%，リーフレットが74.2%であった。

○課題

この問いは、生徒が、副教材やリーフレットを学校の教育活動以外の場面で自主的に活用したかを問うたものであり、活用したと回答した生徒は3割に満たなかった。これは、指導の中で、生徒にそれらの有用性を十分理解さ

せることができなかつたためと考えられる。

副教材やリーフレットには、政治や選挙の仕組み等が分かりやすく解説されており、生徒が自主的に活用して自分で学習できる内容となっている。生徒が常に身近に置いて有効に活用することができるよう、学校での活用回数を増やすとともに、家庭での活用を促す指導の場面を設定するなど工夫する必要がある。

<出前講座>

○現状

政治や選挙を理解する上で、出前講座は役立った（「役立った」と「少し役立った」の合計）と回答した生徒は69.6%，役立たなかった（「あまり役立たなかった」と「役立たなかった」の合計）と回答した生徒は30.4%であった。

○課題

出前講座が役立たなかったと回答した生徒が約3割もいたという結果は、学校での主権者教育の中で出前講座の位置付けが不明確であり、単なるイベントに終わっている可能性があることを示している。出前講座を指導計画に位置付け、事前に目的や意義を生徒に理解させるとともに、事後に学習内容を振り返らせるなど工夫する必要がある。

<情報を得る手段>

○現状

生徒が、学校の授業等以外で、政治や選挙に関する情報を得る手段として回答したものは、「テレビ」が80.0%と多かったが、「インターネットやSNS」は27.4%，「新聞」は23.6%と少なかった。

○課題

インターネットやSNSは、身近であるとともに、調べ学習にも有用であるにも関わらず、生徒は、政治や選挙に関する情報を得る手段としてはあまり活用していない。

生徒に、インターネットやSNS，新聞等の特性を理解させ、自ら資料を収集して多面的・多角的に考察できる力を身に付けさせる必要がある。

<学習したい内容・活動>

○現状

生徒が、学校の教育活動を通じて学習したい内容として回答したのは、「国や地域の課題」が23.6%であり、「政治の仕組み」の40.0%や「国の政策」の33.2%よりも少なかった。

また、学校で取り入れてほしい活動として、最も多かったのが「調べ学習」、次に多かったのは「話し合い・討論活動」であり、それぞれ35.6%、33.3%であった。

○課題

生徒が社会に主体的に参画し、よりよい社会を創っていかこうとする意思をもつためには、政治の仕組みや国の政策に関する知識を習得させるだけではなく、国や地域の現状から課題を見いだし解決しようとする意識をもたせることが大切である。

主権者教育の指導では、現実の具体的な政治的事象や地域の課題を取り上げ、生徒も望む深い学びにつながる調べ学習、話し合いや討論活動などを積極的に取り入れる必要がある。

<社会参画・投票意思>

○現状

政治的教養を深めて、主権者としてよりよい社会を創っていかこうと考えている（「考えている」と「少し考えている」の合計）と回答した生徒は66.7%であり、考えていない（「あまり考えていない」と「考えていない」の合計）と回答した生徒の33.3%を大きく上回った。

また、次の選挙で投票に行く（「投票に行く」と「たぶん投票に行く」の合計）と回答した生徒は82.3%であった。なお、「投票に行かない」と回答した生徒は6.0%と少ないが、「分からない」と回答した生徒は11.7%であった。

○課題

今回の選挙で投票に行くとは回答した生徒が8割に達していたのに対し、主権者としてよりよい社会を創っていかこうと考えていると回答した生徒は7割に満たなかった。このことは、選挙における投票行動には関心を有するものの、民主主義社会における選挙の意義の理解には至っていない生徒の存在をうかがわせる。生徒自身の生活が政治と密接に関係していることを認識させることにより、政治や選挙に対する興味・関心を高め、選挙の意義を理解させる必要がある。

③ 本県の高等学校等における主権者教育の課題

選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられて初めての国政選挙である第 24 回参議院議員通常選挙が平成 28 年 7 月 10 日に実施され、その後、18 歳及び 19 歳の投票率について全数調査による数値が公表されました。本県の 18 歳の投票率は 41.20%（全国平均 51.28%）、19 歳の投票率は 30.70%（全国平均 42.30%）、18 歳と 19 歳を合わせた投票率は 36.01%（全国平均 46.78%）であり、全国と比べると低く、47 都道府県中、それぞれ 45 位、44 位、44 位という結果でした。なお、抽出調査ですが徳島県全体の投票率も 46.98%（全国平均 54.70%）と低く 46 位でした。

徳島県教育委員会では、第 24 回参議院議員通常選挙の 18 歳及び 19 歳の投票率や主権者教育に関する調査結果を踏まえ、本県の高等学校等における課題を次の 2 点に集約しました。

【課題Ⅰ】主権者教育を学校全体の取組とする（主権者教育指導計画の作成）

- ・指導のねらいを明確にし系統的、計画的な指導を行う
- ・主権者教育の視点から学校の教育活動全体を捉え直す
- ・副教材等の活用や実践的活動を指導計画に位置付ける

【課題Ⅱ】主権者教育においては、体験的・実践的な学びを重視する

- ・現実の具体的な政治的事象や地域の課題を取り上げる
- ・様々な資料を用いて、調べ学習や討論活動などを行う
- ・関係機関等と連携・協力し、実践的な学習活動を行う

本県の高等学校等における主権者教育をより一層推進するためには、生徒の政治や選挙に対する興味・関心を高め、社会への主体的な参画につなげるための指導内容や指導方法を考え、実践することが必要です。

なお、第 2 章においては、課題を踏まえた実践に必要な留意点等を記載しています。また、第 3 章においては、課題への対応等を記載しています。

第2章 主権者教育の指導指針

1 主権者教育の推進

1 主権者教育の充実に向けての考え方

- 学校においては、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。
- このような資質や能力を育むためには、主権者教育で身に付けさせたい力を明確にして、系統的、計画的な指導計画に基づき、副教材やその他の様々な教材を積極的に活用し、学校外部の関係機関、関係者とも連携することが必要です。
- また、新たに学習内容を追加するのではなく、これまで指導してきた学習内容を、主権者教育で身に付けさせたい力と関連させて捉え直し、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう指導方法を改善することが必要です。

2 主権者教育で身に付けさせたい力

- 主権者教育では、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成します。

○論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力

○現代社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力

○現代社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力

○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力

✓ コラム 1

中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）に示されている主権者として求められる資質・能力について、教えてください。

中央教育審議会答申では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、主権者として求められる資質・能力が示されています。

この中で、主権者として求められる資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理しています。

知識・技能

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

思考力・判断力・表現力等

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

学びに向かう力・人間性等

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

2 主権者教育の効果的な進め方

主権者教育は、公民科での指導が中心となりますが、公民科以外の教科、総合的な学習の時間、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して指導を行うことが大切です。

したがって、副教材や主権者教育に関するその他の様々な教材は、公民科を担当する教員だけが活用するのではなく、全ての教員が活用することが必要です。

1 副教材の活用

副教材は、学習指導要領に基づき学校で教科書等を活用して行われる主権者教育を、より一層充実させることを目的として作成されています。副教材は、解説編、実践編、参考編の3編から構成されており、各編の内容、留意点については次のとおりです。

解説編

解説編は、公民科を担当する教員だけでなく、ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されています。政治や選挙の意義や選挙の具体的な仕組みが紹介されており、制度を理解させ、意義を考えさせる上で有効です。

留意点

必ずしも全ての項目を指導する必要はなく、学校や生徒の実態に応じて、適宜必要な箇所を選択して活用するようにしてください。また、各学校で作成している教科等の指導計画と副教材を照らし合わせながら、指導内容や指導時期を検討することが大切です。

実践編

模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとする全ての教科等において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方法を取り上げています。アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善においても参考になります。

留意点

実践的な学習活動を行う際には、活動自体が目的となってしまうように留意するとともに、配慮すべきことを指導資料で確認してください。主体的・対話的で深い学びを常に意識しながら指導を行うという視点が大切です。

参考編

公職選挙法の知識などについてQ & A形式で分かりやすく解説されています。また、参考となるウェブサイト等の情報も紹介されていますので、生徒の自主的な学習を促す資料として活用することもできます。

留意点

通常の指導において活用することはもちろんですが、生徒が違法な選挙運動や政治的活動を行うことがないように、実際の選挙の直前においても再度確認させることが大切です。



コラム2

アクティブ・ラーニングについて、教えてください。

子供たちに新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むためには、授業の改善・充実を行うことの一つとして、主体的・対話的で深い学びの実現（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）が求められています。

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善を図る必要があります。

学びの質を高めていくためには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要です。

これがアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善ですが、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものです。

2 副教材以外の様々な教材の活用

徳島県教育委員会では、次の教材を作成しています。

○リーフレット「一票でかわる未来!!」

○高校生向けハンドブック『私がかわる「社会（YONONAKA）」がかわる！私がかえる「社会（YONONAKA）」をかえる！はじめの一步!!』（以下、「ハンドブック」という。）

○選挙啓発動画優秀作品集（DVD）

リーフレットの活用法

- ・第2学年末、第3学年当初、各種選挙時期、あるいは公民科における選挙制度等の学習に合わせて活用することができます。また、副教材とともに活用し、若者の社会参画を促す授業展開も考えられます。
- ・リーフレットは、次のURL（<http://tkg-line.tokushima-ec.ed.jp/TPBE/shukensya1>）からダウンロードすることができます。

ハンドブックの活用法

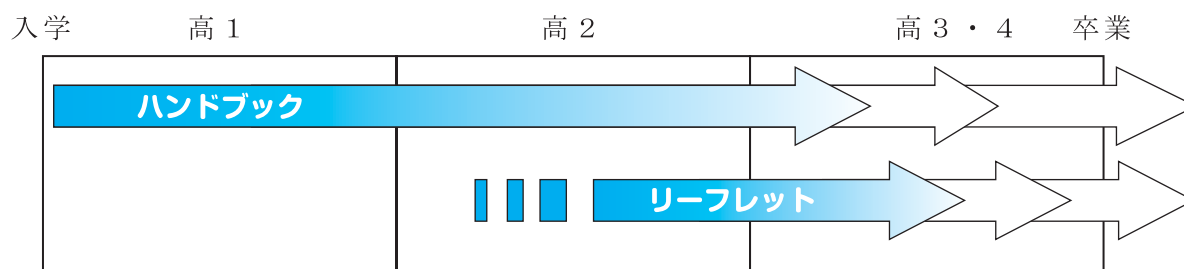
日本の若者は自己有用感が低く、自分の参加により社会をよりよく変えられると考えている割合も低いといわれています。このことから、主体的に社会の形成に参画しようとする意欲・態度を育成するためハンドブックを作成しました。要所に問いかけを行い、生徒自身の考えや他の生徒の考え等を書き込むことができるように工夫をしています。

【ハンドブックの構成】

章	内 容
はじめに	自己の将来像と社会（Y O N O N A K A）との関連性に注目させます。
第 1 章	生徒にとって身近な文化祭の出し物の決定を題材に，合意形成を図る難しさについて確認させます。
第 2 章	多様な意見が存在することの重要性について確認させます。
第 3 章	正解が一つに定まらない現実社会の諸課題に対して，自らの考えを表明することの大切さや，社会に参画することの大切さを取り上げます。また，学校での学習によって身に付けられる各教科の見方・考え方を示し，主体的な参画が将来設計や社会の形成につながることへの気づきを促します。
巻 末	用語解説を付すとともに，記入欄には，生徒自らが調べてキーワードや説明を記入できるようにしています。

- ・ 高等学校等の入学当初におけるオリエンテーション（ホームルーム活動）等の際に学校生活全般に向けた意欲を醸成したり，長期休業日明けや年度替わりの時期などの学年集会やホームルーム活動において，自分のこれまでの学校生活とハンドブックに書き込んだ将来像を比較して振り返りを行うなど，新たな気持ちを抱かせたい時期に合わせて活用できます。
- ・ 正解が一つに定まらない現実社会の諸課題に対しては，議論する過程が重要であることも記載していますので，副教材とともに活用してグループワークを実施することもできます。
- ・ 記入欄は一度記入したら終わりにするのではなく，生徒の実態に応じて，自己を振り返る手立てとしても活用してください。また，内容によっては直接書き込まずに，付箋を使用して書き込み，学年ごとに見直し・振り返りを行い，卒業時にも学校生活全体を振り返って，将来への決意とともに書き込ませる方法も考えられます。
- ・ 全ての内容を一度に活用するのではなく，文化祭の出し物を決定する時期に第 1 章を活用したり，進路選択に関するホームルーム活動等に第 3 章を活用するなど，指導の場面に応じて活用してください。
- ・ 総合的な学習の時間等で，地域の諸課題をテーマとした学習活動の導入としても活用することができます。

※リーフレット，ハンドブックの活用のイメージ



✓ コラム3

多数決を行う場合，留意することにはどのようなことがありますか。

選挙（単記投票方式）で行われる投票と同じく，ホームルーム活動での物事の決定に際して，手を上げる，投票する等による多数決で決定することが多くあります。学校生活の中で何気なく行われる多数決については，条件や方式により，異なる結果となることがあります。

3つ以上の選択肢から1つを選択する場合，多数決で選ばれたものが，実は一番選びたくないと考える人が多かったものとなることもあります。

例えば，文化祭でやりたい出し物を，ダンス，歌，コントの3つから1つに決める場合に，表のような集計結果になったとします。

この場合，単記投票方式により一番やりたい出し物を問う多数決では，ダンスが第1希望で最も希望の多い出し物として決定されます。

一方，やりたくない出し物を除いていく方式の多数決では，ダンスを第3希望としている者が9名なので，一番に除外されることとなります。

希望 人数	第1希望	第2希望	第3希望
7人	ダンス	歌	コント
5人	コント	歌	ダンス
3人	歌	コント	ダンス

また，オリンピックの開催地決定のように，1回目の投票で過半数に満たない場合に上位2者による決選投票方式を行うとすれば，ダンスとコントとの決選投票でダンスが7票，コントが9票となり，コントに決定することになります。

他にも，1位に3点，2位に2点，3位に1点というように全員の投票結果を点数化して合計する順位得点方式であれば，ダンスが30点，歌が36点，コントが30点となり，歌に決定することとなります。

ハンドブックでは，生徒にとって身近な多数決を扱うことで，「決め方」に関する概念を改めて問い，選択する行為について考えさせています。

選挙啓発動画優秀作品集の活用法

- ・ホームルーム活動等で視聴して、「この作品の意図・伝えたいことは何だろうか」、「若者の積極的な投票行動を促すには何が必要だろうか」等の発問を行い、グループでの協議を通して話し合いを深める方法や多様な意見を集約する方法を学ばせることができます。
- ・作品は、YouTubeチャンネル「徳島県選挙管理委員会」(<https://www.youtube.com/channel/UCp0XMFnqerE1PF9p8mSQR8A>)で公開しています。

3 学校外部の関係機関，関係者との連携・協働

○副教材の実践編に掲載されている模擬選挙等の事例に関する指導を実施する際には、学校外部の関係機関，関係者と連携・協働することが効果的です。また、学校の教員だけで説明しきれない現実の具体的な政治的事象について専門家から伝えてもらうことは、生徒の政治的教養を育む上で有効です。

ポイント

実践的活動は、実際に指導する教員と学校外部の関係機関，関係者が共通認識の下で実施することが求められます。したがって、学校外部の方々との打合せに当たっては、事前に指導計画を作成しておくことが必要です。また、打合せでは、学習活動の目標，指導の流れ，指導方法等を示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのかを伝えることが大切です。

✓ コラム4

県議会の様子を生徒に見せたいのですが、どうすればよいでしょうか。

議会の傍聴

本会議は、傍聴することができます。授業等において見学する場合は、事前に県議会事務局まで問い合わせてください。

インターネットでの視聴

本会議は、生中継の他に、録画配信（過去4年分）をしています。徳島県議会のホームページを確認してください。

議会見学会

概ね10名以上の団体を対象に、議事堂内の各施設を案内する議会見学会を実施しています。事前に県議会事務局に電話で申込みの上、見学書を提出してください。詳しくは、徳島県議会のホームページを確認してください。

※議会開会中など、都合により見学できない場合もあります。

申込み・お問い合わせ先 県議会事務局 088-621-3005



3 主権者教育の指導上の留意点

学校には、教育基本法や公職選挙法等の関係法令を遵守し、政治的中立性を確保することが求められるなど、指導上、留意しなければならないことがあります。また、障がいのある生徒を指導する際には、障がいの状態に応じた配慮が必要です。

1 主権者教育を進める上での基本的な留意点

法令上の留意点

- 教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあります。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことができないものです。また、高等学校等における主権者教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意する必要があります。
- 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続きに関する法律第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意してください。

指導上の留意点

(指導全体において)

- 主権者教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施してください。また、教科においては公民科での指導が中心となりますが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行ってください。指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導してください。
- 民主主義の意義とともに、政治や選挙についての理解を重視してください。あわせて、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせることが重要です。
- 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行ってください。

（授業展開において）

- 現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難です。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものです。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要です。したがって、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させてください。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。その際、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをないように留意してください。補助教材の適切な取扱いに関しては、平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意してください。

（実践的活動において）

- 選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導してください。なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意してください。

ポイント

現実の具体的な事象を取り扱う際に補助教材として新聞等を使用する場合は、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められます。

✓ コラム 5

選挙直前の指導として、どのようなことをすればよいでしょうか。

（1）選挙前の指導

生徒が、気付かないままに選挙違反になるケースも考えられます。そうならないためにも、再度、選挙運動、政治的活動等について指導することが必要です。その際、副教材やリーフレットを活用し、具体的な事例をあげながら指導してください。

また、各候補者や各政党の主張を理解した上で、投票行動に移せるよう、これまでの主権者教育を振り返らせるなどの工夫が考えられます。

(2) 主体的な投票行動に向けた気運醸成

校内の廊下やオープンスペースを活用して複数の新聞、選挙に関する冊子、選挙公報等を展示することで、投票行動に向けた気運を醸成する方法も考えられます。

候補者や政党の政策、主張などについて、話し合ったり議論したりすることにより、現実の具体的な政治的事象への理解を深めることができます。

2 障がいのある生徒に対する指導上の留意点

障がいのある生徒に対する主権者教育の考え方は、基本的に高等学校の主権者教育の考え方と変わりませんが、実際の指導に当たっては、生徒一人一人の障がいの状態に応じて指導内容や指導方法を工夫することが必要です。特に知的障がいのある生徒に対する主権者教育においては、個々の生徒の理解の程度やコミュニケーションを含めた日常生活や社会生活への適応状況、さらに学校、地域等の実態に即して、指導目標や指導内容を具体的に設定する必要があります。

高等学校に準ずる教育課程での指導

指導目標、指導内容については、高等学校の内容に準じて設定してください。指導に当たっては、一人一人の障がいの状態に応じた配慮を行い、生徒が内容を十分理解できるようにすることが最も大切です。

配慮事項

- ・ 視覚障がい等により情報の取得が困難な場合には、他の感覚を用いて取得できるよう十分な情報提供を行うこと
- ・ 聴覚障がい等により抽象的な用語の意味の理解が困難な場合には、体験等の手段の工夫により概念形成を図ること
- ・ 発達障がい等により注意の持続が短い場合には、一回の課題時間を短くして繰り返し課題を行ったり、即時的かつ頻繁に賞賛を与えたりすることで集中力を高めること
- ・ 様々な学習の中で各種の文字・記号、点字、手話、機器等のコミュニケーション手段を適切に活用する機会を設けることや、他の人に援助を依頼する場面を設定すること
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を授業に活用することにより、自分自身で情報を取得する方法やその重要性を指導すること

知的障がいのある生徒は、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい特性があります。そのために、生徒の卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について生徒の体験を含めた具体的な学習活動を指導計画の中心に据え、学習で得た知識を実践できるようにしていくことが大切です。

配慮事項

- ・ 実際の生徒会役員選挙を通じた体験的・実践的な学習を計画したり、地域の選挙管理委員会から実際の投票箱や記載台を借用して模擬選挙を行ったり、絵や写真等を用いた視覚支援による分かりやすい選挙情報の提供や投票用紙の工夫をしたりするなど、様々な指導上の配慮を通して一人一人の生徒の理解を深めること

障がいのある生徒が利用可能な投票制度

選挙においては、障がいのある人が円滑に投票できるように代理投票や点字投票の制度等が講じられています。こうした投票制度についての周知も必要です。

障がい等に配慮した投票制度

・ 代理投票

投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。

・ 点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。

・ 郵便等による不在者投票

名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求します。自宅等自分のいる場所において交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付します。

・ 指定病院等の不在者投票

投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等です。

3 家庭・地域との連携における留意点

- 取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定されます。学校で取り組む実践的活動については、現実の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開したりすることによって、学校の教育活動を正確に理解してもらうよう配慮することも有効です。
- 保護者や地域の人々の協力を得て実践的な教育活動に取り組む場合は、事前に活動の趣旨を説明することが求められます。

ポイント

ホームページや学校便り等を活用して、学校における主権者教育の取組や実施状況を広報することは、家庭・地域との連携を図る上でも重要です。

4 生徒による政治的活動の取扱い

公職選挙法の改正は、未来の我が国を担っていく若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、高等学校等の生徒の主体的な社会参画が一層期待されています。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどを鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されます。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、次の事項に十分留意する必要があります。

1 学校の教育活動における生徒の選挙運動や政治的活動

- 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要です。

② 放課後や休日等に学校の構内で行う生徒の選挙運動や政治的活動

○放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。

③ 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、次の点に留意してください。

○放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。

○生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められます。

○満 18 歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、満 18 歳以上の生徒による選挙運動を尊重することとなります。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は 18 歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知することが必要です。

○放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものです。その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望まれます。

ポイント

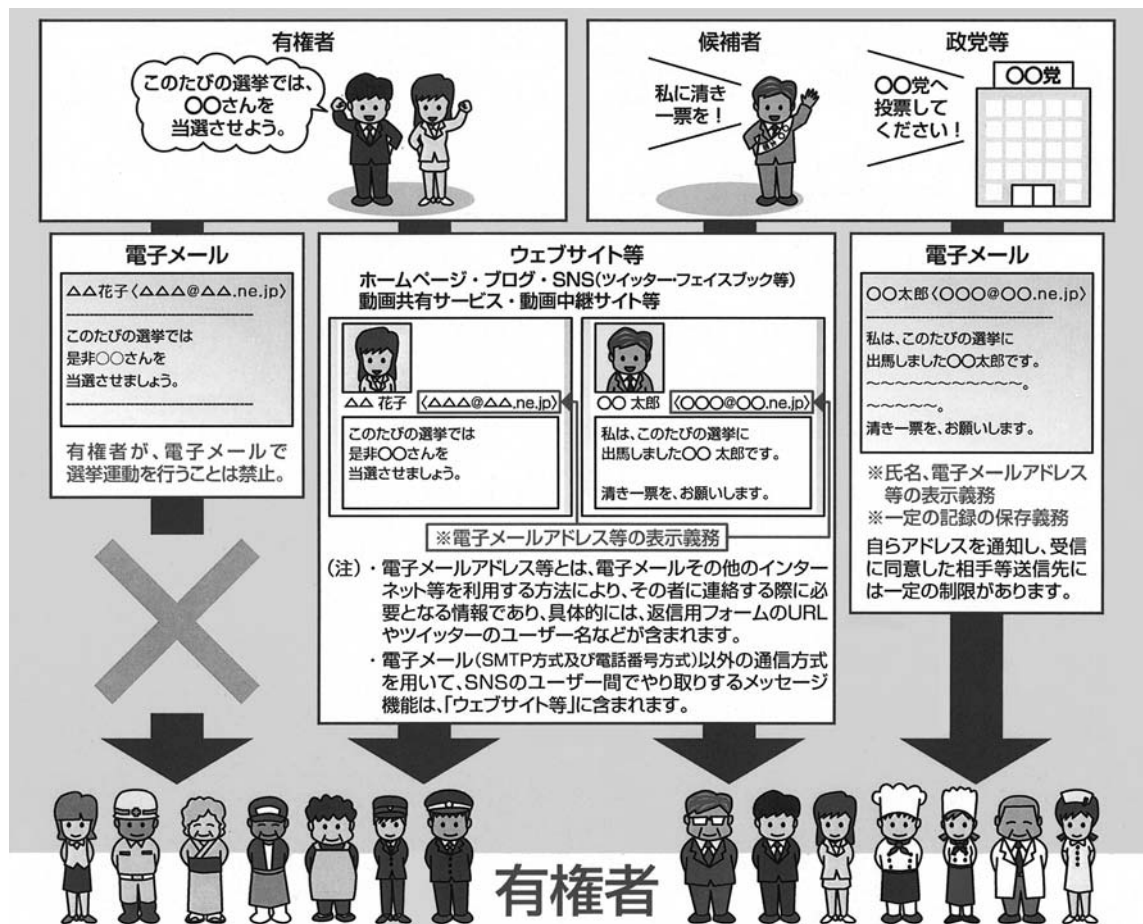
副教材やリーフレットには、選挙運動ができる年齢、選挙運動でできることやできないことなど、生徒が知っておくべきことが記載されています。生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、副教材やリーフレットを活用して、気を付けるべき事項などについて周知徹底することが必要です。



4 インターネットを利用した政治的活動に関する留意点

○インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、主権者教育や生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意する必要があります。

○選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、Twitter、Facebook、LINEなどのウェブサイト等を利用した選挙運動を行うことができます。ただし、ウェブサイト等を利用した選挙運動を行う場合、電子メールアドレス等その人に連絡するための情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用した選挙運動は候補者や政党等のみに限られており、また、候補者や政党等から送られてきた選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することや、ホームページや電子メール等を印刷して頒布することも禁止されています。



出典：総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

✓ コラム6

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について、配慮することを教えてください。

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等については、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものです。

しかしながら、生徒を違法な政治的活動等から守るため、どのような場合に、政治的活動が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められるかについて、生徒に周知することが必要です。また、保護者に対しても、PTA総会や学校便り等を通じて、周知することが必要です。

さらに、生徒や保護者からの相談にも適切に応じる校内の体制を整える必要があります。

違法なものとして認められるのは

- ・選挙運動に18歳に満たない者を動員した場合
- ・必要な許可（地権者・市区町村，都道府県公安委員会等）を受けずに集会やデモを実施する場合
- ・インターネット上（SNSを含む）で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷する場合

など

暴力的なものとして認められるのは

- ・行進中に人に向かって投石を行うことや警備に当たる警察官の公務を妨害する行為等が行われるようなデモに参加する場合
- ・人の生命，身体，財産，名誉，自由に対する害悪の告知を行うような集会に参加する場合

など

違法又は暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められるのは

- ・違法な無許可デモを繰り返しており，今後も同様の活動が続けることを公言している団体の主催するデモに参加する場合

など

✓ コラム7

寄附行為の禁止とは、どのようなものですか。

選挙の有無に関わらず，政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは，名義のいかんを問わず，特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭などにおける贈答なども寄附になるので注意が必要です。

「政治家は有権者に寄附を贈らない」，「有権者は政治家に寄附を求めない」，「政治家から有権者への寄附は受け取らない」，これらを「三ない運動」と呼んでいます。

秘書等が代理で
出席する場合の
結婚祝



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の
差入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない!

受け
取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の
対象となります。

落成式・
開店祝等の
花輪



病気見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



秘書等が代理で
出席する場合の
葬儀の香典



出典：総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

第3章 主権者教育の実践

1 主権者教育指導計画の作成

主権者教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を作成して実施することが求められています。また、公民科を担当する教員による指導だけでなく、全ての教員による指導が求められており、指導に当たっては、全ての教員の共通理解が必要となります。したがって、各教科をはじめとした様々な教育活動での指導内容や指導時期が一覧できる指導計画の作成が不可欠となります。

28 ページから 29 ページには、高等学校等における指導計画例を示しています。高等学校等では、次の点に留意し、例に沿って指導計画を作成してください。

なお、31 ページ以降には、「教科等間・学校段階（小・中・高）間を踏まえた主権者教育」、「高等学校等における実践」について記載していますので、指導計画を作成する際の参考にしてください。

①学校としての主権者教育の目標（ねらい）等を明確にする。

学校の具体的目標や重点課題、重点目標、数値目標等については、学校や生徒の実態に応じて設定してください。また、主権者として身に付けさせたい力についても、学校や生徒の実態に応じて追加してください。

②政治・選挙の仕組みや現実の政治的事象に関することに着目する。

主権者教育で身に付けさせたい力としては、

○論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

○現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

○現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

があげられています。これらの力の育成は、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を含む教育活動全体で行われるべきものです。

なお、現実の具体的な政治的事象や地域の課題を取り上げることが必要であるため、この指導計画については、

○政治の仕組みや原理、政治や選挙の意義に関すること

○社会、経済、国際関係、環境などにおける政治的事象に関すること

を中心に記載してください。

③各教科やその他の教育活動での指導内容との関連を踏まえる。

例えば、総合的な学習の時間やホームルーム活動等を活用した実践的な活動や探究的な活動を実施する場合に、公民科で習得した知識・技能を活用したり、公民科以外で学習した内容をテーマとして取り上げたりするなど、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で指導内容を配列してください。

④キャリア教育との関連を踏まえる。

「徳島県キャリア教育推進指針（平成26年3月）」では、キャリア教育で主に身に付けさせたい能力・態度として、

- 人間関係形成・社会形成能力（かかわる力）
- 自己理解・自己管理能力（みつめる力）
- 課題対応能力（すすむ力）
- キャリアプランニング能力（えがく力）

をあげています。これらは、主権者教育で身に付けさせたい力と重なる部分もあります。したがって、主権者教育指導計画の作成に当たっては、生徒一人一人のキャリア発達を促すような計画としてください。

⑤義務教育段階での学習内容との関連を踏まえる。

主権者教育においても、学校段階（小・中・高）間の学習内容の円滑な接続は重要であり、高等学校等における指導計画の作成に当たっては、義務教育段階での学習内容を踏まえる必要があります。32ページ以降には、「教科等における見方・考え方と学習内容の例」を記載していますので参考にしてください。

⑥様々な教材の活用場面や活用時期を指導計画に位置付ける。

副教材やリーフレット、ハンドブック等の活用場面や活用時期を指導計画に位置付けた上で、学校または学年全体として発展的、系統的な指導ができるようにしてください。

⑦実践的な教育活動を指導計画に位置付ける。

主権者教育を充実する上で、実践的な教育活動を取り入れることは重要なポイントです。実践的な教育活動を指導計画に位置付けた上で、学校外部の関係機関、関係者との連携・協働も検討してください。

⑧指導改善のPDCAサイクルを確立する。

主権者教育で行う指導内容の質の向上のためには、作成した指導計画に基づいて実践し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立することが重要です。指導計画に記載する必要はありませんが、生徒が作成したポスターやレポート等の成果物に対する評価や、教員・生徒を対象としたアンケート等の実施についても検討が必要になります。

⑨他校の実践事例も参考にする。

これまで、多くの学校が選挙スクールや出前講座を実施してきましたが、その他に独自の取組を実施している学校も多くあります。

他校の実践事例を参考にしながら、自校の生徒の実態に応じた取組を考案し、実践するという視点も重要です。39ページ以降には、「高等学校等における実践」を紹介していますので参考にしてください。

(指導計画例)

高等学校，特別支援学校高等部

平成〇〇年度 主権者教育指導計画

徳島県（市）立〇〇学校

○ 学校の具体的目標：主権者教育の充実

政治や選挙に対する理解を深めるとともに，社会参画の意識を高め，参加体験型学習などを通して，自ら考え，自ら判断する主権者を育成する教育の充実に取り組む。

○ 学校評価

・重点課題：主権者意識を高める教育の推進

・重点目標：主権者意識を高める教育を推進するため，公民科をはじめとした各教科の授業やホームルーム活動，学校行事等の充実を図る。

・数値目標：①学校の教育活動全体を通して，「政治や選挙，政治的事象への関心が高まった」と回答した生徒が80％以上。

②主権者教育に関するホームルーム活動や学校行事等を年3回以上実施。

【主権者として身に付けさせたい力】

I 政治や選挙の意義，選挙の具体的な仕組み（選挙運動のルール等を含む）についての知識

II 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

III 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し，公正に判断する力

IV 現実社会の課題を見だし，協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

V 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

	1 学年	2 学年	3・4 学年
公民科	○現代社会（9～10月） <u>10時間</u> 「国民主権と議会制民主主義」や「世論形成と政治参加」の中で適宜取り扱う。 ※教科書，資料集，新聞記事等を活用 ○現代社会（4～3月） <u>10時間</u> 現実の具体的な政治的事象を適宜取り上げる。 テーマ：環境，社会参画，地方自治，安全保障，農業，労働・雇用，貿易など ※教科書，資料集，新聞記事等を活用	○倫理（2～3月） <u>6時間</u> 「現代の諸課題と倫理」の中で適宜取り扱う。 ※教科書，資料集，新聞記事等を活用	○政治・経済（4～6月） <u>10時間</u> 「民主政治の基本原則とその展開」や「地方自治の仕組みと住民生活」，「選挙制度の仕組み」の中で適宜取り扱う。 ※教科書，資料集，新聞記事等を活用 ○政治・経済（4～1月） <u>10時間</u> 現実の具体的な政治的事象を適宜取り上げる。 テーマ：少子高齢化，社会保障，財政，資源・エネルギー問題，民族問題など ※教科書，資料集，新聞記事等を活用
	○社会と情報（5月） <u>1時間</u> 「情報化が社会に及ぼす影響」について調べる。	○保健体育（1月） <u>1時間</u> 「労働と健康」で，労働と健康について，健康管理や安全管理に	○日本史B（10月） <u>2時間</u> 「現代日本の政治と国際社会」で，日本国憲法の成立について話

公民科 以外の 教 科	※新聞記事等を活用 ○地学基礎（6月） <u>1時間</u> 「地球環境の科学」で、自然災害の予測や防災について話し合う。 ※教科書、資料集を活用 ○家庭基礎（6月） <u>1時間</u> 「消費生活と生涯を見通した経済の計画」で、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について話し合う。 ※教科書、新聞記事等を活用	ついて調べる。 ※資料集を活用	し合う。 ※教科書、資料集を活用
総合的な学習の時間	○総合的な学習の時間（12月） <u>2時間</u> 政治や選挙、国や地域社会に関する課題等をテーマに取り上げる。 （個人で調査、レポート等）	○総合的な学習の時間（4～3月） <u>3時間</u> 政治や選挙、国や地域社会に関する課題等をテーマに取り上げる。 （グループで課題の発見・解決学習、成果発表等）	○総合的な学習の時間（6月） <u>3時間</u> 国際社会に関する課題等をテーマに取り上げる。 （グループで課題の発見・解決学習、成果発表等）
ホーム ルーム 活 動	○ホームルーム活動（11月） <u>1時間</u> 「政治や選挙の意義」や「選挙運動」などの内容を中心に扱う。 （グループでの話し合いやディベート等）	○ホームルーム活動（12月） <u>1時間</u> 「現代日本の政治や選挙」や「国や地域社会に関する課題」などの内容を中心に扱う。 （グループでの話し合いやディベート等） ※『私たちが拓く日本の未来』（文部科学省作成）を活用	○ホームルーム活動（6月） <u>1時間</u> 「候補者や政党に関する情報の集め方」や「選挙運動」、「投票の方法」などの内容を中心に扱う。 （グループでの調査や話し合い等） ※『私たちが拓く日本の未来』（文部科学省作成）を活用
学 校 行 事 ・ 生徒会 活 動	○オリエンテーション（4月） <u>1時間</u> ※ハンドブック（県教育委員会作成）を活用（第2学年以降も適宜活用） ○ボランティア活動（5月） <u>1時間</u> （勤労生産・奉仕的行事等）	○ボランティア活動（5月） <u>1時間</u> （勤労生産・奉仕的行事等） ○学年集会（11月） <u>1時間</u> ・大学教員による講演や出前講座	○学年集会（6月） <u>1時間</u> ・主権者教育担当教員による講話 ※『一票でかわる未来!!』（県教育委員会作成）リーフレットを活用 ○学年集会（11月） <u>1時間</u> ・選挙管理委員会職員による出前講座
校 内 研 修	○全体研修（6月）：主権者教育を推進する上で、教員が留意すべきこと（政治的中立性の確保や高校生が選挙権を行使する上で注意すべきこと等）について共通理解を図るために研修を行う。 ※文部科学省・県教育委員会からの通知文書、『私たちが拓く日本の未来』、『一票でかわる未来!!』を活用 ○学年別研修（ホームルーム活動実施前）：ホームルーム活動での指導内容や指導方法等について協議を行う。 ※ハンドブックを活用		

✔ コラム 8

中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）において示された高校公民科の「公共」について教えてください。

「公共」は、公民科の科目構成を見直し、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修科目としての設置が提言されました。

次の三つの大項目で構成することが適当であるとされています。

○第一

自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、古今東西の先人の取組、智慧などを踏まえ、社会に参画する際の選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、また、公共的な空間における基本的原理（民主主義、法の支配等）を理解し、以降の大項目の学習につなげる。

○第二

小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、第一で身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行う。

○第三

前の二つの学習を踏まえて、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、諸課題の解決に向けて構想する力、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論する力などを育むことをねらいとして、現実社会の諸課題、例えば、公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和が取れた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探究する学習を行う。

2 教科等間・学校段階（小・中・高）間を踏まえた主権者教育

1 教科等との関連や学校段階（小・中・高）間のつながり

- 主権者教育においては、生活上の様々な課題に対する学習を通して、他者と連携、協働しながら自らの考えを深め、主体的に判断し、よりよい社会のために行動する意欲や態度を身に付けさせることが求められています。
- したがって、児童生徒が学校や地域での生活をよりよくするために、教科等の学習を基に生活上の諸課題を発見・解決するなど、よりよい社会の形成に参画することの意識や価値を見いだす学習に取り組む必要があります。
- また、国家・社会の形成者としての資質や能力は、有権者になれば自然と身に付くものではなく、小・中学校、高等学校又は特別支援学校の各学部を通じた学習（体験学習や他者との学び合い等の過程）の積み重ねによって身に付いていくものです。教科等における*「見方・考え方」や学校段階（小・中・高）間における教科等の学習内容等を踏まえながら、主権者教育を推進していくことが重要になります。

*「見方・考え方」とは、教科等の学習を深めていく過程の中で、どのような視点で物事を捉え、どのように思考していくのかという、教科等で身に付けるべき資質・能力の育成のための中核的な役割を果たすものです。

ポイント

課題の設定に当たっては、児童生徒の発達段階に応じ、例えば、自分の身の回りや学級・学校における課題、地域や市町村・県における課題、日本や世界における課題について取り上げるとともに、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感させることができるようにすることが必要です。

2 教科等における学習活動の例

主権者教育で身に付けさせたい力を育むためには、主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動を取り入れることが必要です。

小・中学校や特別支援学校小・中学部においては、次のような学習活動を取り入れた授業が展開されています。高等学校等において、授業改善を行う際の参考にしてください。

学習過程	学習活動
課題把握	◎課題の顕在化と具体化 ○本時の学習課題や目標を理解する ・学習課題から疑問や驚き，願望や憧れをもつ ・日常生活や自分との関わりをイメージする
情報収集	◎課題解決のために必要な情報の収集 ○文章・グラフ・データ・図表等を整理・分析する ・整理・分析した情報を集積し蓄積する ・得られた情報を基に自分の考えをまとめる
探究活動	◎自分の考えに基づいた学習活動 ○自分の考えを基にして学習に取り組む (主体的な学び) ・前時までに学習した内容を確認する ・資料等を活用して調べたり，観察・実験を行う
比較検討	◎他者の考えを比較，自分の考えを深化・再構築 ○自分の考えを伝え，他者の考えを聞く (対話的な学び) ・自他の考えの共通点や相違点を整理する ・自分の考えを見直し，改めて考えをまとめる
自己点検	◎学習の振り返り ○本時の目標を振り返り，学習内容を論理的に説明する (深い学び) ・学習活動の進展状況や理解度等を自己評価する ・自己評価を基に復習や予習等の学習に取り組む

3 教科等における見方・考え方と学習内容の例

生活上の諸課題を発見・解決する力の基となるのは教科等の学習になります。また，その力は小学校又は特別支援学校小学部からの積み重ねによって身に付くものであるため，学校段階（小・中・高）間における学習内容の円滑な接続を図る必要があります。

ここでは，小・中学校，高等学校又は特別支援学校の各学部における学習内容を教科等別の表に整理しています。主権者教育の指導の参考にしてください。

表についての補足説明

※表中の「見方・考え方」は，中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）において示されたものです。

※表中の「小学校」，「中学校」及び「高等学校」には，特別支援学校の「小学部」，「中学部」及び「高等部」をそれぞれ含めています。

※主権者教育で身に付けさせたい力の育成は教育活動全体で行うものですが，ここでは一部の教科や分野について記載しています。

○国語（小・中・高）

見方・考え方	「言葉による見方・考え方」 自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉え、その関係性を問い直して意味付けること
--------	---

学 習 内 容	小 学 校	国語「話すこと・聞くこと」 考えたことや伝えたいことなどから話題を決め、収集した知識や情報を関係付ける。 話し手の意図を捉えながら聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめる。
	中 学 校	国語「話すこと・聞くこと」 社会生活の中から話題を決め、自分の経験や知識を整理して考えをまとめ、語句や文を効果的に使い、資料などを活用して説得力のある話をする。 話し合いが効果的に展開するように進行の仕方を工夫し、課題の解決に向けて互いの考えを生かし合うことで合意形成していく。
	高 等 学 校	国語「話すこと・聞くこと」 話題について様々な角度から検討して自分の考えをもち、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べる。 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方などを工夫して話し合う。

※表中の「学習内容」については、「話すこと・聞くこと」の能力を育成するために指導すべき事項を記載しています。

○生活、社会（小・中）、地理歴史（高）、公民（高）

見方・考え方	「社会的事象の地理的な見方・考え方」 社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること 「社会的事象の歴史的な見方・考え方」 社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること
--------	---

	「現代社会の見方・考え方」 社会的事象を，政治，法，経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え，よりよい社会の構築に向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などに関連付けること
--	--

学 習 内 容	小 学 校	社会〔第3学年及び第4学年〕 地域の人々の生活にとって必要な飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理について，次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考える。 ア 飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業との関わり イ これらの対策や事業は計画的，協力的に進められていること
	中 学 校	社会（地理的分野）「身近な地域の調査」 身近な地域における諸事象を取り上げ，観察や調査などの活動を行い，生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだし，地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに，市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法，地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付ける。
	高 等 学 校	地理 A 「生活圏の地理的な諸課題と地域調査」 生活圏の地理的な諸課題を地域調査やその結果の地図化などによって捉え，その解決に向けた取組などについて探究する活動を通して，日常生活と結び付いた地理的技能及び地理的な見方や考え方を身に付ける。

学 習 内 容	小 学 校	生活〔第1学年及び第2学年〕 公共物や公共施設を利用し，身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり，それらを大切に，安全に気を付けて正しく利用することができる。
	中 学 校	社会（公民分野）「私たちと現代社会」 人間は本来社会的存在であることに着目し，社会生活における物事の決定の仕方，きまりの意義について考え，現代社会を捉える見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解する。
	高 等	現代社会「私たちの生きる社会」 現代社会における諸課題を扱う中で，社会の在り方を考察する基盤として，

学 校	幸福、正義、公正などについて理解するとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚する。
--------	---

学 習 内 容	小 学 校	社会〔第6学年〕 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考える。 ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること
	中 学 校	社会（公民分野）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解するとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解し、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考える。
	高 等 学 校	現代社会「現代の民主政治と政治参加の意義」 基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深め、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活との関わりから認識を深めるとともに、民主政治における個人と国家について考察し、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深める。

○社会（小）、技術・家庭（中）、情報（高）

見方・ 考え方	「技術の見方・考え方」 生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること
------------	--

学 校 習	小 学 校	社会〔第5学年〕 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考える。 ア 放送、新聞などの産業と国民生活との関わり イ 情報化した社会の様子と国民生活との関わり
-------------	-------------	--

内 容	中 学 校	技術・家庭（技術分野）「情報に関する技能」 著作権や発信した情報に対する責任を知り，情報モラルについて考える。 情報に関する技術の適切な評価・活用について考える。
	高 等 学 校	社会と情報「情報社会の課題と情報モラル」 情報化が社会に及ぼす影響を理解するとともに，望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切に活用することの必要性を理解する。

○理科（小・中・高）

見方・ 考え方	「理科の見方・考え方」 自然の事物・現象を，質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え，比較したり，関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること
------------	--

学 習 内 容	小 学 校	理科〔第6学年〕「生物と環境」 動物や植物の生活を観察したり，資料を活用したりして調べ，生物と環境との関わりについての考えをもつことができる。
	中 学 校	理科〔第2分野〕「自然環境の保全と科学技術の利用」 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し，持続可能な社会をつくることが重要であることを認識する。
	高 等 学 校	生物基礎「生物の多様性と生態系」 生物の多様性と生態系について観察，実験などを通して探究し，生態系の成り立ちを理解し，その保全の重要性について認識する。 地学基礎「日本の自然環境」 日本の自然環境を理解し，その恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて考察する。

○家庭（小・高），技術・家庭（中）

見方・ 考え方	「生活の営みに係る見方・考え方」 家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築等の
------------	---

視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること

学 習 内 容	小 学 校	家庭〔第5学年及び第6学年〕「身近な消費生活と環境」 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を学習する。 ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
	中 学 校	技術・家庭（家庭）「身近な消費生活と環境」 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できる。
	高 等 学 校	家庭基礎「生活の自立及び消費と環境」 自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、環境に配慮したライフスタイルについて考えとともに、主体的に生活を設計することができる。

○道徳（小・中）、公民（高）

見方・ 考え方	「道徳科における見方・考え方」 様々な事象を道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、自己の人間としての生き方について考えること
------------	---

学 習 内 容	小 学 校	道徳〔第5学年及び第6学年〕 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役立つことをする。
	中 学 校	道徳 自己が属する集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

高等学校	倫理「現代の諸課題と倫理」 生命，環境，家族，地域社会，情報社会，文化と宗教，国際平和と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動を通して，論理的思考力や表現力を身に付けるとともに，現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深める。
------	---

○総合的な学習の時間（小・中・高）

見方・考え方	「探究的な見方・考え方」 各教科等における見方・考え方を総合的に活用して，広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え，実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること
--------	--

学習内容	小中高 総合的な学習の時間 国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習や探究的な学習を行い，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組み，問題を解決するとともに自己の生き方を考える。
------	--

○特別活動（小・中・高）

見方・考え方	「集団や社会の形成者としての見方・考え方」 各教科等における見方・考え方を総合的に活用して，集団や社会における問題を捉え，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること
--------	---

学習内容	小中高 特別活動（児童会活動・生徒会活動） 児童会活動又は生徒会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を身に付ける。学校生活の充実と向上を図る活動を行う。
------	--

3 高等学校等における実践

主権者教育は、公民科をはじめとした各教科の授業において、現実の具体的な政治的事象に関連する内容を適宜取り上げるのはもちろんですが、総合的な学習の時間やホームルーム活動、学校行事等も含めた教育活動全体において行うものです。

ここでは、総合的な学習の時間やホームルーム活動等の各学校の実践事例や単元構想の例などを紹介しています。

1 実践事例

◎総合的な学習の時間（探究活動）

テーマ：人口減少社会に関する問題解決

概要：共通テーマを設定し、探究的な活動を実施します。探究活動の成果をスライドにまとめて発表させ、質疑応答も含めた相互評価により得点化し、クラス内で優秀作品を選出します。さらに各クラスの代表作品による発表コンテストを実施し、全生徒を対象に知識やアイデアの共有・深化を図ることをねらいとします。

流れ：①ブレインストーミング、ロジックツリー等の思考スキル・方法についての学習
②情報収集・テーマの絞り込み
③テーマに関する文献を基にレポートを作成
④スライドにまとめクラス内で発表
⑤クラス対抗プレゼンテーション大会予選・決勝

※市町村との連携（出前講座）

地域経済分析システム（RESAS）の活用

地方創生政策アイデアコンテストへの応募 など

副教材：〈実践編〉手法の実践②「地域課題の見つけ方」



◎ホームルーム活動（ディベート）

テーマ：安楽死や尊厳死は認められるか

概要：「現代社会の諸課題」に関するテーマを設定し、ディベート形式の授業を実施することにより、課題について深く考えさせるとともに、他者の立場や意見の違いを配慮しながら、自分の意見を主張するための技法を学習させることをねらいとします。特に、対立する



意見や異なる視点からの意見が課題をより深く考察する上で不可欠であることに気付かせます。

流れ：①ディベートの説明

②事前指導 安楽死・尊厳死についての現状や課題，原因や背景を説明

③調査活動 主張する意見の論拠や相手側反論を予想した資料の収集

④展 開 ・簡易なディベートで実施（説明）

・肯定側・否定側双方から立論

・相手方への反論を考察させ，その後双方で議論

・双方の議論の結果を発表

副教材：〈実践編〉手法の実践①「ディベートで政策論争をしてみよう」

◎学校行事（学年集会）

テーマ：主権者教育・選挙制度について

概要：総合的な学習の時間等を活用して，政治の仕組みや公職選挙法の内容等についての調査を行い，その成果をスライドにまとめて発表させます。また，主権者教育担当教員や生徒指導担当教員による講話を通して，選挙制度や有権者として身に付けるべき力についての理解を深めることをねらいとします。

流れ：①政治の仕組みや選挙制度等に関する調査

②レポートとスライドにまとめてクラス内で発表（代表決定）

③クラスの代表による発表

④教員からの講話（主権者教育担当教員及び生徒指導担当教員）

副教材：〈解説編〉選挙の実際，政治の仕組み

〈参考編〉Q & A



◎その他（市町村や議会との連携）

○高校生議会

概要：高校生が議長役を務め，高校生 10 人程度が市政について一般質問を行い，市からの答弁を受けます。事前に議会の役割や市の行政についての調査を行い，議会での質問をグループで考えさせてまとめさせます。模擬議会において質問を行い，市からの答弁を受けることで，政治や身の回りの課題に対する関心を高めることをねらいとします。



質 問：観光や食と健康，若者の定住促進，耕作放棄地の解消，民泊，地方創生等について

副教材：〈実践編〉模擬請願「議会に提出する請願書をまとめよう」

模擬議会「課題解決を目指して議論しよう」

* 模擬請願

直接地域で願いをかなえるため，国民は請願する憲法上の権利を有しています。これは，直接民主主義が制度化されたものです。模擬請願は，地域の願いを知る，公益を考えて書面に仕上げる，振り返るというステップを踏みながら，生徒が地域課題を把握するとともに，請願というかたちでの解決策の提案を行うことについて学習するものです。

* 模擬議会

模擬議会は，間接民主制の根幹を成す議会における法律成立までの法案の審議過程を体験する学習プログラムです。生徒は，選挙を通して選ばれた議員として，実社会の課題を議案とし，実際の議会と同様に委員会や本会議といった審議過程を経て，採決までを行います。

○町議会議員との意見交換会

概 要：高校生と町議会議員が班に分かれて，設定したテーマについて意見交換を行い，意見を取りまとめた後，班ごとに意見発表を行います。事前に設定したテーマに関する現状や課題等について調査を行わせてまとめさせます。行政や地方自治に対する関心を高めるとともに，主権者として政治に参加することを考える機会とすることをねらいとします。また，町議会の活性化にもつながる取組にもなります。

テーマ：まちづくりについて考える

少子化対策，文化・スポーツの振興策，町の産業の振興策について
政治に期待すること，議員の活動について

副教材：〈実践編〉模擬請願「議会に提出する請願書をまとめよう」

模擬議会「課題解決を目指して議論しよう」



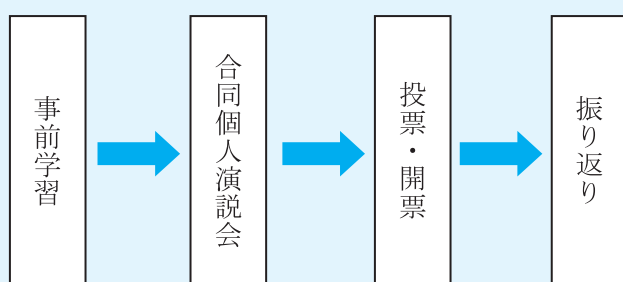
✓ コラム9

模擬選挙を行いたいのですが、どのように行ったらよいでしょうか。

実際に社会的な課題を扱った模擬選挙を行うことにより、生徒の政治や選挙への興味・関心を高めることができます。その際には、選挙管理委員会と連携し、投票箱や記載台を借りることもできます。

一般的に参議院議員通常選挙や地方公共団体の首長や議会議員の選挙は、任期満了で行われます。このような機会に模擬選挙を行うと、より一層生徒の学習意欲を向上させることができます。

架空の選挙として行う場合

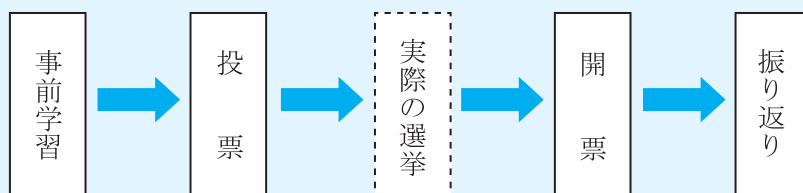


- ① 事前学習では、グループ学習を取り入れ、選挙公報等を配布することなどにより、選挙に関する実践的知識について学習する。
- ② 合同個人演説会では、候補者が生徒に対して政策を訴える。
- ③ 投票・開票では、実際の選挙さながらの雰囲気での投票体験をする。
- ④ 振り返りでは、候補者を選ぶ基準について改めて生徒個人の考えをまとめさせ発表させる。

(参考)

模擬選挙の例として、生徒会役員選挙を国政選挙に見立てて行う方法等が考えられます。

実際の選挙を題材として行う場合



- ① 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行う。
- ② 事前学習では、選挙の意義、政党の役割と選挙制度、投票の基準について学習する。
- ③ 投票は、授業時間内に実施する。又は昼休みや放課後に実施する。
- ④ 投票箱は、開票まで厳重に管理する。

⑤開票は、実際の選挙の当選人確定後、教員立ち会いのもと、生徒会役員やボランティアの生徒によって行う。

⑥振り返りでは、模擬選挙の結果と実際の選挙結果とを比較し分析する。

(留意点)

公職選挙法第138条の3は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定しています。実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙においては、政党等に対して模擬投票を行うことは公職選挙法上の「人気投票」に当たることから、模擬選挙の結果を公表することができません。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、実際の選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する必要があります。詳細については、指導資料を参考にしてください。

なお、実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが不可欠です。



コラム 10

小・中学校では、どのような実践が行われていますか。

小・中学校や特別支援学校小・中学部においては、次のような実践が行われています。高等学校等における実践の参考にもなります。

○国語

情報を多面的に集めて自分の考えを明確にしてまとめたり、話し手の意図を捉えて聞いたりしながら、互いの立場や意図をはっきりさせて討論をする。

○社会

市役所などを見学・調査した結果や収集した資料を活用して調べ、政治の働きと国民生活の関連を考える。

持続可能な社会を形成するという観点から、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究し、自分の考えをまとめる。

○総合的な学習の時間

日常生活と社会との関わりを重視したテーマを基に、他者と力を合わせたり交流したりしながら、協同して課題を解決しようとする活動を行う。

○特別活動

集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、日常の生活の問題に気づき、その問題を解決するための話し合い活動を行う。

2 単元構想の例

教科等 総合的な学習の時間

単元名 人口減少社会について考える

目 標 人口減少社会について，課題を見いだし，その解決について議論することを通して，持続可能な社会の実現に向けて，公共的な事柄に参画しようとする意欲や態度を育成する。

単元構想

次 程	ねらい・学習活動	評価規準
第 一 次 （ 1 時 間 ）	【ねらい】 思考の場面に応じて，適切な方法を選択できるようにする。 ○K J 法や特性要因図法（魚の骨）など，話し合いや思考を深める様々な方法を体験し，その特徴をワークシートに記入する。	○それぞれの方法の特徴を理解し，活用することができている。 ○それぞれの方法のメリット，デメリットを理解している。
第 二 次 （ 4 時 間 ）	【ねらい】 資料から人口減少社会が有する課題を見いだし，この課題について多面的・多角的に考察し，公正に判断できるようにする。 自分の考えを根拠を持って班内で説明し，解決案を協働的に追究し，合意を形成できるようにする。 展開 1 ○◇◇市の例から人口減少社会が有する課題に関する諸資料を収集する。 ○前次で身に付けた方法を活用して諸資料を分析し，課題を見いだす。 ○解決に向けて，自分の考えを組み立てる。 展開 2 ○根拠となる資料を用いて，自	○現実社会の諸課題には，様々な立場や考えがあることから，多様な資料を収集しようとしている。 ○身に付けた方法を活用して，諸資料を整理し，課題を見いだそうとしている。 ○◇◇市における人口減少社会がもたらす諸課題を公正に判断し，追究しようとしている。 ○根拠をもって説明するとともに，他

	分の考えを班内で説明する。 ○他者の考えが根拠に基づくものかどうか注意して聞く。 ○互いの考えについて，論点を明確にして議論し，班としての解決案をまとめる。	者の根拠を明確にしようとしている。 ○議論の過程では，他者の考えや価値観を認め，課題の解決に向けて協働して取り組もうとしている。
第三次 (2時間)	【ねらい】 作成したポスターで説明するとともに，議論の過程を踏まえ振り返らせることで，持続可能な社会の実現に向けた意欲を高めさせる。	
	○班で考えたことが，他者に伝わるように説明する。 ○趣旨を明確にして，質問する。 ○質問の趣旨を踏まえ，具体的資料を基に回答する。 ○説明内容や質疑応答の要点を，ワークシートに記入する。	○各班の多様な考えの特徴を捉えようとしている。
	○ワークシートを基に自分の考えを再度組み立てる。 ○人口減少社会に対する議論を踏まえ，当事者として21世紀に直面している諸課題に向けた，自分の考えを記述する。	○これまでの学習を振り返り，人口減少社会がもたらす諸課題に対する自分の考えを改めてまとめようとしている。 ○得られた見方・考え方を働かせ，他の現実社会の諸課題に対しても，当事者として解決に向けて取り組もうとしている。

主権者教育の充実における指導上の留意点

展開 1

学習活動	主権者教育の充実における 指導上の留意点
○◇◇市の例から人口減少社会が有する課題に関する諸資料を収集する。	○新聞等を利用する場合は，一紙のみではなく，多様な見解を紹介するために複数の新聞等を用意する。 ○生徒が資料を収集する場合も，収集した資料に見解の偏りがないよう媒体の特性を説明する。

展開 2

学習活動	主権者教育の充実における 指導上の留意点
○根拠となる資料を用いて，自分の考えを班内で説明する。 ○他者の考えが根拠に基づくものかどうか注意して聞く。 ○互いの考えについて，論点を明確にして議論し，班としての解決案をまとめる。	○生徒の話合いが一つの観点のみに終始し，議論が深まらない場合などは，教員が他の観点を取り上げる。 ○一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させる。

✓ コラム 11

より主体的に社会参画させるためには、どのような工夫ができますか。

44 ページ以降の「単元構想の例」の第三次で組み立てた自分の考えを発展させ、政策を立案し討論させると、より主体的な社会参画の意識を高めることができます。

複数の生徒が選挙の候補者となり、人口減少をテーマに、政策立案ブレーン役の生徒とともに、テーマに関する課題の整理や、政策提案の準備、討論会での政策の提案を行うことで考えを深めることができます。

生徒は、近い将来、都道府県知事や市町村長、国会議員や地方議会の議員等に立候補ができる年齢となります。首長や議員には、国や地方の課題解決に向けた政策立案能力や他者に伝える力などが必要となります。模擬政策討論会は、自分の考えを政策として討論する活動であり、国や地域をリードする人材の育成にもつながります。

③ 話し合いや討論を深める方法の例

主権者教育の指導では、現実社会の諸課題についての話し合いや討論を通して思考を深め、社会に参画する態度を育成することが求められています。

44 ページ以降の「単元構想の例」の第一次の学習活動で示したように話し合いや思考を深める方法には、KJ法、特性要因図法、ダイヤモンド・ランキング等があります。

KJ法は、ブレインストーミングで発想した断片的な情報を整理・統合して、創造的なアイデアを生み出し、問題解決の糸口を探っていく方法です。また、特性要因図法は、問題の主だった原因との関係を図解して分析する方法であり、ダイヤモンド・ランキングは、複数の結論を順位付け、ダイヤモンド型に並べて分析する方法です。

こうした方法を用いて指導する際には、それぞれの方法の特性をよく理解し、指導の場面に応じた適切な方法を検討しておく必要があります。

ポイント

KJ法などの方法には、それぞれの特性があります。活用にあたっては、事前に特性を理解し、指導の場面に応じた適切な方法を検討しておく必要があります。

そのためには、指導する教員が事前に様々な方法を体験する研修の実施が必要です。また、こうした方法の活用は、校内研修の充実や活性化にもつながります。

学校における指導に関する Q & A

Q 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

A 主権者教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。

現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなどの点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。

なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないように、特に留意する必要があります。

Q 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。

その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解をもつ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要です。

なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q 我が校には外国籍の生徒がいますが、主権者教育を進める上での留意点がありますか。

A 主権者教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いに関わらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。

なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことはできませんので、この点に留意することが必要です。

Q 投票日に、部活動の大会があるのですが、生徒にどのようなことを伝えればよいでしょうか。

A 部活動の大会等の理由があって投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票制度があることを伝える必要があります。期日前投票の制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

なお、指導に当たっては、実際の生徒の年齢や住所のある名簿登録地に配慮することが必要です。

※他の制度

不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している場合に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院している場合などには、その病院内で不在者投票ができます。

在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる場合に、外国にしながら国政選挙に投票できる制度のことです。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

Q 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

A 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有識者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

Q 選挙運動で禁止されている行為はありますか。

A 選挙運動で禁止されている行為として、次のようなものがあります。

- 投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問すること
- 選挙運動に関して飲食物を提供すること（湯茶といわゆるお茶うけ程度の菓子を除く）

Q 満18歳以上の生徒が、候補者の演説を写真に撮り、友達に画像と併せて「頑張ってるから投票してあげてね。」とLINEのメッセージを送ってもよいのでしょうか。

A 電子メールと異なり、LINE, Facebook, Twitter のユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、法律上ではウェブサイト等に該当し、候補者や政党等だけではなく、一般の有権者にも、選挙運動について利用することが認められています。ただし、投票日当日は、全ての選挙運動が認められないので注意が必要です。

Q 満18歳以上の生徒がTwitterで候補者のツイートを「リツイート」したのですが、このようなことは、法律上、認められるのでしょうか。また、認められるのであれば他のクラスメイトもしても大丈夫でしょうか。

A 「リツイート」は、選挙運動にあたります。満18歳以上の人には選挙運動が認められますので、「リツイート」することができますが、満18歳未満の人が同じことをすると、公職選挙法違反になるおそれがあります。

クラスには、選挙運動のできる満18歳の生徒と選挙運動のできない満18歳に満たない生徒が混在している場合があるので注意が必要です。

また、LINE や Facebook におけるやりとりについても、同様です。



公職選挙法違反を行った場合、満 20 歳未満でも罰せられますか。



満 20 歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、*連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。

なお、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

*連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

主権者教育に関する相談窓口

主権者教育に関して学校で判断することが困難な場合は、学校教育課へ相談してください。

電話 088-621-3135

参考資料等

1 ウェブサイト

◆文部科学省

- 政治や選挙等に関する高校生向けの副教材等について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm

- 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm

- 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ & A（生徒指導関係）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm

- 主権者教育の推進

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm

- 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

◆総務省

- なるほど！選挙

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html

- インターネット選挙運動の解禁に関する情報

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

- 選挙権年齢の引下げについて

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/

◆公益財団法人 明るい選挙推進協会

- 主権者教育

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/citizenship/>

- 「くらしの中の選挙」

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/064made/231/>

- 「考える主権者をめざす情報誌 Voters」

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/061mag/>

◆徳島県

- 徳島県庁

<http://www.pref.tokushima.jp/>

- 徳島県選挙管理委員会

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2001062600014/>

- 徳島県議会

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/>

○市町村議会（リンク一覧）

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/link/>

◆審議中継

○衆議院

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

○参議院

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

○徳島県議会

<http://www.pref.tokushima.jp/gikai/>

◆教材

○リーフレット「一票でかわる未来!!」

<http://tkg-line.tokushima-ec.ed.jp/TPBE/shukensya1>

○選挙啓発動画優秀作品

<https://www.youtube.com/channel/UCp0XMFnqerE1PF9p8mSQR8A>

2 選挙管理委員会の連絡先

県	電話番号
徳島県	088-621-2082

市町村	電話番号	市町村	電話番号
徳島市	088-621-5373	神山町	088-676-1113
鳴門市	088-684-1178	那賀町	0884-62-1121
小松島市	0885-32-3807	牟岐町	0884-72-3412
阿南市	0884-22-3791	美波町	0884-77-3611
吉野川市	0883-22-2211	海陽町	0884-73-4152
阿波市	0883-36-8753	松茂町	088-699-8710
美馬市	0883-52-8002	北島町	088-698-9804
三好市	0883-72-7604	藍住町	088-637-3126
勝浦町	0885-42-1501	板野町	088-672-5980
上勝町	0885-46-0111	上板町	088-694-6801
佐那河内村	088-679-2113	つるぎ町	0883-62-3111
石井町	088-674-1114	東みよし町	0883-82-6303

3 その他の資料

○「知ろう、考えよう、日本の未来。18歳からの1票」徳島新聞社

○『徳島が好きになる本 文化と経済でみる「徳島」』公益財団法人徳島経済研究所（平成28年7月）

（本文及び参考資料等に掲載されているURL、電話番号は、平成29年2月24日現在のものです。）



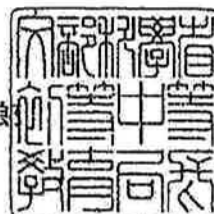
27文科初第933号

平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

教学課第 7 4 2 号
教特課第 8 6 号
平成 2 8 年 6 月 1 0 日

各公立高等学校長 殿
各特別支援学校長 殿

徳島県教育委員会学校教育課長
徳島県教育委員会特別支援教育課長
(公 印 省 略)

参議院議員通常選挙に向けての留意事項について（依頼）

政治的教養を育む教育については、各学校において計画的に実施していただいているところです。

さて、参議院議員通常選挙の公示日が 6 月 2 2 日、投開票日が 7 月 1 0 日となることが閣議決定され、高等学校及び高等部を置く特別支援学校に在籍する満 1 8 歳（1 8 歳の誕生日が投票日の翌日までの生徒）以上の生徒が、この選挙において選挙権を有することになります。

つきましては、参議院議員通常選挙に向けて、政治的中立性を確保しつつ、次の事柄に留意し、御指導いただきますようお願いいたします。

- 1 自らの判断で有権者としての権利を行使できるようにすること
- 2 生徒が違法な選挙運動等を行うことがないようにすること
- 3 期日前投票制度等の利用も含め、選挙権を有する生徒の投票について、最大限に配慮すること
- 4 保護者等との連携を密にし、生徒や保護者からの相談等に適切に対応すること

主権者教育に関する調査結果

1 概要

- (1) 調査実施対象 高等学校の全日制・定時制・通信制、特別支援学校の高等部
 学校用調査（53校）
 ・高等学校42校（全日制34校，定時制7校，通信制1校）
 ・特別支援学校11校
 生徒用調査（第3学年以上の生徒）
 ・有効回答数6117
- (2) 調査対象期間 平成27年6月から平成28年7月まで
- (3) 調査期間 平成28年7月14日（木）から平成28年8月17日（水）

2 学校用調査

質問1 各学年（年次）で実施した主権者教育に関する次の内容について、どの時間に指導しましたか。（複数回答可）

	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 学年集 会・全 校集会	オ 総合 的な学 習の 時間	カ その他	計
第1学年							
① 政治の仕組み	25 (47.2)	5 (9.4)	5 (9.4)	4 (7.5)	3 (5.7)	1 (1.9)	43
② 選挙の仕組み	21 (39.6)	4 (7.5)	12 (22.6)	15 (28.3)	5 (9.4)	3 (5.7)	60
③ 国の政策	18 (43.0)	4 (7.5)	2 (3.8)	1 (1.9)	2 (3.8)	0 (0.0)	27
④ 国や地域の課題	22 (41.5)	6 (11.3)	5 (9.4)	3 (5.7)	3 (5.7)	1 (1.9)	40
⑤ 公職選挙法等の法律	18 (43.0)	2 (3.8)	10 (18.9)	11 (20.8)	2 (3.8)	3 (5.7)	46
⑥ 民主主義の意義	22 (41.5)	7 (13.2)	5 (9.4)	8 (15.1)	4 (7.5)	1 (1.9)	47
⑦ 選挙や投票の意義	26 (49.1)	7 (13.2)	15 (28.3)	19 (35.8)	5 (9.4)	5 (9.4)	77
⑧ 政治活動や選挙運動	19 (35.8)	3 (5.7)	13 (24.5)	21 (39.6)	5 (9.4)	4 (7.5)	65
⑨ その他	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (1.9)	4

（ ）内は、実数を53（調査対象校数）で割った割合（％）

第2学年	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 学年集 会・全 校集会	オ 総合 的な学 習の 時間	カ その他	計
① 政治の仕組み	20 (37.7)	6 (11.3)	5 (9.4)	6 (11.3)	4 (7.5)	1 (1.9)	42
② 選挙の仕組み	18 (34.0)	5 (9.4)	9 (17.0)	17 (32.1)	8 (15.1)	2 (3.8)	59
③ 国の政策	17 (32.1)	5 (9.4)	3 (5.7)	2 (3.8)	4 (7.5)	0 (0.0)	31
④ 国や地域の課題	19 (35.8)	9 (17.0)	6 (11.3)	4 (7.5)	7 (13.2)	1 (1.9)	46
⑤ 公職選挙法等の法律	17 (32.1)	3 (5.7)	10 (18.9)	14 (26.4)	3 (5.7)	2 (3.8)	49
⑥ 民主主義の意義	19 (35.8)	11 (20.8)	7 (13.2)	11 (20.8)	6 (11.3)	2 (3.8)	56
⑦ 選挙や投票の意義	21 (39.6)	8 (15.1)	16 (30.2)	20 (37.7)	7 (13.2)	3 (5.7)	75
⑧ 政治活動や選挙運動	19 (35.8)	4 (7.5)	9 (17.0)	24 (45.3)	4 (7.5)	3 (5.7)	63
⑨ その他	2 (3.8)	0 (0.0)	2 (3.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	6

（ ）内は、実数を53（調査対象校数）で割った割合（％）

第3学年以上	ア 公民科 の授業	イ 公民科 以外の 授業	ウ ホーム ルーム 活動	エ 学年集 会・全 校集会	オ 総合 的な学 習の 時間	カ その他	計
① 政治の仕組み	32 (60.4)	5 (9.4)	4 (7.5)	11 (20.8)	5 (9.4)	3 (5.7)	60
② 選挙の仕組み	32 (60.4)	7 (13.2)	12 (22.6)	24 (45.3)	8 (15.1)	7 (13.2)	90
③ 国の政策	27 (50.9)	4 (7.5)	1 (1.9)	5 (9.4)	3 (5.7)	1 (1.9)	41
④ 国や地域の課題	27 (50.9)	6 (11.3)	6 (11.3)	7 (13.2)	4 (7.5)	2 (3.8)	52
⑤ 公職選挙法等の法律	28 (52.8)	5 (9.4)	8 (15.1)	19 (35.8)	6 (11.3)	6 (11.3)	72
⑥ 民主主義の意義	30 (56.6)	7 (13.2)	8 (15.1)	13 (24.5)	5 (9.4)	3 (5.7)	66

⑦	選挙や投票の意義	31 (58.5)	10 (18.9)	16 (30.2)	28 (52.8)	11 (20.8)	9 (17.0)	105
⑧	政治活動や選挙運動	28 (52.8)	6 (11.3)	9 (17.0)	28 (52.8)	9 (17.0)	6 (11.3)	86
⑨	その他	2 (3.8)	1 (1.9)	1 (1.9)	2 (3.8)	1 (1.9)	1 (1.9)	8

【⑨「その他」(内容)の主な内容】

○時事問題 (アメリカの大統領選挙)
○基本的人権の尊重, 権力分立
○障がい者が巻き込まれやすい選挙違反となる具体的な事例

【カ「その他」(時間)の主な内容】

○生徒会役員選挙	○SHR
----------	------

【質問2】各学年（年次）で実施した主権者教育に関して、副教材「私たちが拓く日本の未来」のどの項目を活用しましたか。(複数回答可)

() 内の数値は、実数を53（調査対象校数）で割った割合（％）

		第1学年	第2学年	第3学年以上
解説編	① 第1章 有権者になるということ	22 (41.5)	22 (41.5)	32 (60.4)
	② 第2章 選挙の実態	21 (39.6)	20 (37.7)	37 (69.8)
	③ 第3章 政治の仕組み	8 (15.1)	9 (17.0)	16 (30.2)
	④ 第4章 年代別投票率と政策	13 (24.5)	14 (26.4)	22 (41.5)
	⑤ 第5章 憲法改正国民投票	5 (9.4)	7 (13.2)	17 (32.1)
実践編	① 第1章 学習活動を通じて考えたいこと	9 (17.0)	11 (20.8)	13 (24.5)
	② 第2章 話し合い、討論の手法	2 (3.8)	4 (7.5)	6 (11.3)
	③ 第3章 模擬選挙	5 (9.4)	6 (11.3)	13 (24.5)
	④ 第4章 模擬請願	0 (0.0)	1 (1.9)	4 (7.5)
	⑤ 第5章 模擬議会	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.7)
参考編	① 第1章 投票と選挙運動等についてのQ&A	22 (41.5)	25 (47.2)	36 (67.9)
	② 第2章 学校における政治的中立の確保	8 (15.1)	9 (17.0)	15 (28.3)
	③ 第3章 調べてみよう	2 (3.8)	0 (0.0)	4 (7.5)

【質問3】主権者教育を行う上で、出前講座は有効でしたか。(主権者意識を高める教育の充実のための出前講座を実施した学校のみ回答してください。)

() 内は、実数を計で割った割合（％）

ア 大変有効だった	イ 有効だった	ウ あまり有効でなかった	エ 有効でなかった	計
11 (34.4)	21 (65.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (100.0)

【質問4】調査対象期間における主権者教育について、学校の指導は十分だったと思いますか。なお、ウまたはエと答えた場合は、その理由を記入してください。

() 内は、実数を計で割った割合（％）

ア 十分であった	イ 概ね十分であった	ウ あまり十分でなかった	エ 十分でなかった	計
3 (5.7)	36 (67.9)	13 (24.5)	1 (1.9)	53 (100.0)

【ウ・エの主な理由】

○生徒の実態に合わせた準備ができなかった
○制度の解説に多くの時間を割かれた
○教員が学ぶための十分な時間を確保することが難しかった
○政治に参加することの大切さを具体的に説明することが十分ではなかった
○公民科の授業がない学年では、主権者教育を行う機会が少なかった
○「私たちが拓く日本の未来」(副教材)等の資料活用が十分ではなかった

【質問5】主権者教育を行う上で、問題点や困ったこと、疑問点や知っておきたいことを記入してください。

【主な回答】

○政治的中立性を確保しつつ、生徒に政治的な問題や課題に興味関心を抱かせ、具体的に考えさせるにはどのようにするべきか
○公民科での授業以外に、主権者教育を実施する時間の確保が難しい
○教員の知識やスキルが十分ではなく、研修や教材研究の充実が必要
○障がいのある生徒に対する指導をどのように進めていけば良いか

質問6 県教育委員会で作成予定の政治的教養を育むための生徒用のハンドブックに盛り込んで欲しい内容を記入してください。

【主な回答】

- 公職選挙法に触れる行為に関する高校生の生活環境に即した具体例
- 生徒の関心を高めるための日常生活と政治とのつながりがわかる事例
- 当選者の任期中の政治活動を知るための情報源や手段
- 生徒を読む気にさせるマンガやイラストを使った説明
- 障がいのある生徒に対する実践例
- 定時制のように幅広い年齢の生徒が在籍する場合に使用できる内容

質問7 今後、主権者教育を行う上で、学校として取り組むべきこと、実践すべきことを記入してください。

【主な回答】

- 政治に対する興味や関心を持たせ、投票行動につながるような態度を育成すること
- 自分たちがこれからの日本を創っていくという強い気持ちを育むこと
- 他者の意見を尊重しつつ、自分の意見を説明でき、協働して課題を解決する力をつけること
- すべての教育活動を通して、科学的・合理的な思考力を育み、健全な批判精神を身に付けさせること
- 全職員が主権者教育に計画的に携わるような指導計画や体制を作ること
- ホームルーム活動・生徒会活動等を通じた生徒による活動の一層の充実

3 生徒用調査

質問1 あなたは、学校の教育活動によって、国や地方の政治に対する関心は高まりましたか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)

ア 高まった	イ 少し高まった	ウ あまり高まらなかった	エ 高まらなかった	計
941(15.6)	2,991(49.4)	1,322(21.8)	797(13.2)	6,051(100.0)

質問2 あなたは、昨年6月以降、政治や選挙について家族や友人と話をする機会が増えましたか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)

ア 増えた	イ 少し増えた	ウ あまり増えなかった	エ 増えなかった	計
1,099(18.1)	2,627(43.3)	1,277(21.1)	1,068(17.6)	6,071(100.0)

質問3 あなたは、政治や選挙を理解する上で、副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用しましたか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)

ア 活用した	イ 少し活用した	ウ あまり活用しなかった	エ 活用しなかった	計
391(6.4)	1,296(21.2)	1,479(24.2)	2,951(48.2)	6,117(100.0)

質問4 あなたは、政治や選挙を理解する上で、リーフレット「一票でかわる未来!!」を活用しましたか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)

ア 活用した	イ 少し活用した	ウ あまり活用しなかった	エ 活用しなかった	計
559(9.2)	1,016(16.7)	1,577(25.9)	2,946(48.3)	6,098(100.0)

質問5 あなたが、政治や選挙を理解する上で、出前講座は役立ちましたか。(主権者意識を高める教育の充実のための出前講座を実施した学校のみ回答してください。)

() 内は、実数を計で割った割合 (%)

ア 役立った	イ 少し役立った	ウ あまり役立たなかった	エ 役立たなかった	計
892(22.6)	1,852(47.0)	601(15.2)	596(15.1)	3,941(100.0)

【質問6】 あなたは、学校の授業等以外で、政治や選挙に関する情報を何から得ましたか。コを選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

() 内は、実数を6117 (有効回答数) で割った割合 (%)				
ア テレビ	イ ラジオ	ウ 新聞	エ 本や雑誌	オ インターネットやSNS
4,895(80.0)	163(2.7)	1,441(23.6)	216(3.5)	1,676(27.4)
カ 選挙公報	キ 街頭演説	ク 演説会	ケ 家族や友人	コ その他
418(6.8)	331(5.4)	167(2.7)	1,392(22.8)	46(0.8)

【コ その他の主な回答】

○選挙ポスター	○YouTube等動画
---------	-------------

【質問7】 あなたは、学校の教育活動を通じて、どのような内容について学習したいですか。ケを選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

() 内は、実数を6117 (有効回答数) で割った割合 (%)				
ア 政治のしくみ	イ 選挙のしくみ (模擬選挙を含む)	ウ 国の政策	エ 国や地域の課題	オ 公職選挙法等の法律
2,447(40.0)	1,634(26.7)	2,028(33.2)	1,446(23.6)	533(8.7)
カ 民主主義の意義	キ 選挙や投票の意義	ク 政治活動や選挙運動	ケ その他	
471(7.7)	644(10.5)	388(6.3)	115(1.9)	

【ケ その他の主な回答】

○選挙における違法行為	○税金の使い道
-------------	---------

【質問8】 あなたは、学校でどのような活動を取り入れて欲しいですか。カを選んだ場合は具体的に書いてください。(複数回答可)

() 内は、実数を6117 (有効回答数) で割った割合 (%)				
ア 話し合い、討論活動	イ 調べ学習	ウ 模擬選挙	エ 模擬請願*	オ 模擬議会
2,035(33.3)	2,177(35.6)	1,747(28.6)	294(4.8)	471(7.7)
カ その他				
135(2.2)				

*請願：地域の願いを、選挙の他にも、「請願」という手段によって議会で検討してもらうこと。

【カ その他の主な回答】

○政治家の話を実際に聞く	○校外学習
○出前講座	

【質問9】 あなたは、今後、政治的教養を深めて、主権者としてよりよい社会を創っていかうと考えていますか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)				
ア 考えている	イ 少し考えている	ウ あまり考えていない	エ 考えていない	計
1,498(25.2)	2,464(41.5)	1,243(20.9)	732(12.3)	5,937(100.0)

【質問10】 次の選挙で選挙権年齢に達した場合（既に選挙権年齢に達している場合も含む）、投票について、あなたは次のどの考え方に最も近いですか。

() 内は、実数を計で割った割合 (%)				
ア 投票に行く	イ たぶん投票に行く	ウ 投票に行かない	エ わからない	計
2,951(49.9)	1,910(32.3)	356(6.0)	692(11.7)	5,909(100.0)

【ウ・エの主な理由】

() 内は、実数を計で割った割合 (%)				
ア 政治や選挙に興味がないから	イ 候補者を選ぶ自信がないから	ウ 政治が難しいから	エ 自分の一票では選挙結果は変わらないと思うから	オ 投票に行くのが面倒だから
390(28.5)	197(14.4)	258(18.8)	186(13.6)	249(18.2)
カ その他	計			
89(6.5)	1,369(100.0)			

【カ その他の主な回答】

○誰がなっても変わらない	○政治家に期待できない
○投票したいと思う候補者、政党がない	○よくわからない
○家族も行っていない	

学校における主権者教育に関する推進協議会 委員一覧

氏名	所属等
○ 阿部 頼孝	徳島県明るい選挙推進協議会連合会 会長
石井 博	徳島県市町村教育委員会教育長会 会長
尾崎 好秋	徳島県高等学校長協会 会長
亀井 浩和	徳島市・名東郡PTA連合会 会長
佐藤 靖彦	徳島県小学校教育研究会社会部会 会長
田上 幸志	徳島県高等学校教育研究会社会科学会 会長
中村 亨	徳島県小学校長会 会長
永濱 浩幸	徳島県PTA連合会 会長
西川 政善	徳島県選挙管理委員会 前委員長
◎ 西村 公孝	国立大学法人鳴門教育大学 教授
野田 誠	徳島県高等学校PTA連合会 会長
野々村 拓也	徳島県中学校教育研究会社会部会 会長
真鍋 朱実	徳島県特別支援学校長会 会長
湊 憲治	徳島県中学校長会 会長

50音順（敬称略）
◎委員長 ○副委員長

引用・参考文献

- 文部科学省 「小学校学習指導要領」 平成20年3月告示
- 文部科学省 「中学校学習指導要領」 平成20年3月告示
- 文部科学省 「高等学校学習指導要領」 平成21年3月告示
- 文部科学省 「特別支援学校 教育要領・学習指導要領」 平成21年3月告示
- 文部科学省 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」 平成27年10月
- 文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【小学校版】』 平成22年12月
- 文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【中学校版】』 平成23年5月
- 文部科学省 『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【高等学校版】』 平成24年6月
- 文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（小学校編）』 平成22年11月
- 文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（中学校編）』 平成22年11月
- 文部科学省 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 総合的な学習の時間を核とした課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等向上に関する指導資料（高等学校編）』 平成25年7月
- 総務省・文部科学省 「私たちが拓く日本の未来」
- 総務省・文部科学省 「私たちが拓く日本の未来 活用のための指導資料」
- 総務省 「インターネット選挙運動解禁（公職選挙法の一部を改正する法律）のあらまし」
- 中央教育審議会 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審第197号） 平成28年12月
- 公益財団法人明るい選挙推進協会 「くらしの中の選挙」 平成28年10月
- 選挙管理研究会 監修 『選挙の主役はあなたです 18歳投票スタート！ 行ってみよう選挙』 ぎょうせい 2015年12月
- 佐伯胖 『「きめ方」の論理～社会決定理論への招待～』 東京大学出版会 1980
- 佐伯胖 監修 『どんな方法があるの？ 決め方の大研究 ジャンケンから選挙まで』 PHP研究所 2012
- 坂井豊貴 『社会的選択理論への招待 ～投票と多数決の科学～』 日本評論社 2013
- 坂井豊貴 『多数決を疑う ～社会的選択理論とは何か～』 岩波書店 2015
- 黒上晴夫・小島亜華里・泰山裕 『シンキングツール～考えることを教えたい～』 NPO法人学習創造フォーラム 2012
- 徳島県選挙管理委員会 「シンポジウム「18歳選挙権。その先に」～選挙って、そういうことだったのか！～」(配布資料) 平成29年1月
- 徳島県教育委員会 「徳島県キャリア教育推進指針」 平成26年3月

学校における主権者教育を推進するための指針

編集・発行 徳島県教育委員会